

化管法及び環境保全条例に基づく届出の概要

	化管法 (PRTR 制度)	環境保全条例 ^{※1}
届出事項	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の排出量及び移動量	前年度 4 月 1 日～3 月 31 日の取扱量
届出要件	以下の 3 つの要件に該当する事業者 (ただし条例の届出は(3)イを除く) (1) 対象業種 (24 業種) (2) 事業者全体の従業員数が 21 人以上 (3) ア又はイのいずれか ア 対象化学物質 (515 物質) ^{※2} の年間取扱量が 1 トン以上 ^{※3} イ 特別要件施設 ^{※4} を有する	
届出期間	毎年度 4 月 1 日から 6 月 30 日まで	
届出書様式	第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 (様式第 1 ^{※5})	特定化学物質取扱量届出書 (第 12 号様式 ^{※6})
	名古屋市公式ウェブサイト内の下記 URL からダウンロードできます。 https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/gomi/1026239/1026243/1026256.html	
その他の届出	上記届出が必要な工場等のうち、1 つの工場等の従業員数が 21 人以上の場合、要件に該当した日から 6 か月以内に、化学物質の管理方法などを記載した <u>特定化学物質等適正管理書</u> の届出 (第 14 号様式) が必要です。	
届出先 問合せ先	工場等ごとに作成し、電子届出、郵送又は持参してください。 名古屋市環境局地域環境対策課環境影響評価担当 (市役所東庁舎 5 階) 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 電話番号 : 052-972-2697 ファックス番号 : 052-972-4155 電子メールアドレス : a2697@kankyokyoku.city.nagoya. ^{エルジー} lg.jp	

※1 「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」のこと。

※2 令和 3 年 10 月の化管法施行令の一部改正により、第一種指定化学物質が 515 物質に見直されました。

※3 特定第一種指定化学物質 (ベンゼン等 15 物質) については 0.5 トン以上。

※4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設など。

※5 書面による届出の場合。他に電子届出、磁気ディスクによる届出があります。

※6 電子届出をご利用の際は、エクセルファイルを使用してください。